

14	都市整備局	都市再生特別措置法等への対応
事業概要	都市の再生を強力に推進するため、都市再生特別措置法（以下「法」）に基づき、都市再生事業に係る都市再生緊急整備地域指定への意見具申、都市再生特別地区の指定、民間都市再生事業大臣認定に係る意見照会への対応、都市再生緊急整備地域ごとに設置される都市再生緊急整備協議会運営への関与及びこれらに関する調整事務を行う。	
これまでの経過	<p>平成13年5月8日 都市再生本部設置（国一閣議決定）</p> <p>平成14年6月1日 都市再生特別措置法、政・省令施行</p> <p>平成14年6月11日 都から国に都市再生緊急整備地域指定案の申出（知事本部）</p> <p>平成14年7月24日 都市再生緊急整備地域の指定一第1次（政令） （東京都7地域、約2,400ha）</p> <p>平成14年9月30日 都市再生特別地区の局内審査体制決定（検討会・審査会）</p> <p>平成14年12月24日 「東京都における都市再生特別地区の運用について」決定</p> <p>平成15年1月30日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（港区南青山）</p> <p>平成15年5月9日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（江東区有明）</p> <p>平成15年7月18日 都市再生緊急整備地域の指定一第3次（政令） （東京都は東京臨海地域、環状四号線新宿富久沿道地域を変更）</p> <p>平成15年8月12日 大崎駅西口E東地区の都市計画提案受理（都市再生特別地区・地区計画（再開発等促進区））</p> <p>平成15年9月11日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（千代田区外神田）</p> <p>平成15年12月18日 大崎駅西口E東地区の都市再生特別地区・地区計画（再開発等促進区）について都市計画審議会議決</p> <p>平成16年1月20日 同、都市計画決定等告示</p> <p>平成16年2月20日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（江東区晴海）</p> <p>平成16年5月14日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（港区赤坂）</p> <p>平成16年10月5日 大崎駅西口A地区の都市計画提案受理（都市再生特別地区・地区計画（再開発等促進区））</p> <p>平成16年12月10日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（千代田区丸の内）</p> <p>平成16年12月10日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（中央区勝どき）</p> <p>平成17年1月20日 丸の内1-1地区の都市計画提案受理（都市再生特別地区）</p> <p>平成17年2月9日 大崎駅西口A地区の都市再生特別地区・地区計画（再開発等促進区）について都市計画審議会議決</p> <p>平成17年3月11日 同、都市計画決定等告示</p> <p>平成17年3月11日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（品川区大崎）</p> <p>平成17年5月18日 丸の内1-1地区の都市再生特別地区について都市計画審議会議決</p> <p>平成17年6月15日 丸の内1-1地区の都市計画決定等告示</p> <p>平成17年10月14日 大手町地区の都市計画提案受理（都市再生特別地区）</p> <p>平成17年11月8日 都市再生緊急整備地域指定案（渋谷駅周辺地域）の国への申出（知事本局）</p> <p>平成17年11月11日 西新宿一丁目7地区の都市計画提案受理（都市再生特別地区）</p> <p>平成17年11月18日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（千代田区大手町）</p> <p>平成17年12月6日 地域整備方針の変更（都内7地域ほか、ヒートアイランド及び安全・安心の記述追加）</p> <p>平成17年12月21日 大手町地区の都市再生特別地区について都市計画審議会議決</p>	

平成 17 年 12 月 28 日	都市再生緊急整備地域の指定－第 5 次（政令） （渋谷駅周辺地域、約 139ha）
平成 18 年 1 月 23 日	大手町地区の都市計画決定告示
平成 18 年 2 月 10 日	西新宿一丁目 7 地区の都市再生特別地区について都市計画審議会 議決
平成 18 年 3 月 10 日	同、都市計画決定告示
平成 18 年 3 月 23 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定 （港区赤坂、江東区青海）
平成 18 年 3 月 29 日	丸の内 2 - 1 地区の都市計画提案受理（都市再生特別地区）
平成 18 年 6 月 19 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（江東区豊洲）
平成 18 年 7 月 28 日	丸の内 2 - 1 地区の都市再生特別地区について都市計画審議会 議決
平成 18 年 8 月 22 日	同、都市計画決定告示
平成 18 年 11 月 20 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（千代田区丸の内）
平成 18 年 12 月 18 日	淡路町二丁目西部地区の都市計画提案受理（都市再生特別地区）
平成 19 年 3 月 16 日	同、都市計画審議会議決
平成 19 年 3 月 28 日	大手町 1 - 6 地区、日本橋室町東地区、北品川五丁目第 1 地区の 都市計画提案受理（都市再生特別地区）
平成 19 年 4 月 6 日	淡路町二丁目西部地区都市計画決定告示
平成 19 年 7 月 27 日	大手町 1 - 6 地区、日本橋室町東地区、北品川五丁目第 1 地区に ついて都市計画審議会議決
平成 19 年 8 月 22 日	同、都市計画決定告示
平成 19 年 10 月 3 日	銀座四丁目 6 地区、渋谷二丁目 21 地区の都市計画提案受理 （都市再生特別地区）
平成 20 年 1 月 7 日	神田駿河台三丁目 9 地区、京橋二丁目 16 地区都市計画提案受理 （都市再生特別地区）
平成 20 年 2 月 7 日	銀座四丁目 6 地区、渋谷二丁目 21 地区について都市計画審議会 議決
平成 20 年 3 月 7 日	同、都市計画決定告示
平成 20 年 5 月 22 日	神田駿河台三丁目 9 地区、京橋二丁目 16 地区について都市計画 審議会議決
平成 20 年 6 月 20 日	同、都市計画決定告示
平成 20 年 4 月 11 日	地域整備方針の変更（都内 2 地域、国際金融及び国際化に対応 した教育・医療・情報提供機能の記述追加）
平成 20 年 9 月 26 日	大手町地区 B - 1 街区、丸の内二丁目 7 地区都市計画提案受理 （都市再生特別地区）
平成 21 年 2 月 6 日	大手町地区 B - 1 街区、丸の内二丁目 7 地区について都市計画 審議会議決
平成 21 年 3 月 6 日	同、都市計画決定告示
平成 21 年 3 月 16 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（江東区有明）
平成 21 年 5 月 22 日	銀座四丁目 12 地区、京橋二丁目 3 地区について都市計画審議会 議決
平成 21 年 6 月 22 日	同、都市計画決定告示
平成 21 年 10 月 5 日	神田駿河台四丁目 6 地区、京橋三丁目 1 地区都市計画提案受理 （都市再生特別地区）
平成 21 年 10 月 21 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（虎ノ門・六本木地 区第一種市街地再開発事業）

平成 22 年 2 月 5 日	神田駿河台四丁目 6 地区、京橋三丁目 1 地区について都市計画審議会議決
平成 22 年 2 月 24 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（(仮称) 東五反田地区（B 地区）開発計画、(仮称) 銀座四丁目 12 地区建設事業）
平成 22 年 3 月 5 日	神田駿河台四丁目 6 地区、京橋三丁目 1 地区について都市計画決定告示
平成 22 年 7 月 12 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（(仮称) 京橋 3-1 プロジェクト）
平成 22 年 8 月 24 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（日本橋室町東地区開発計画）
平成 22 年 10 月 25 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（(仮称) 神田駿河台 4-6 計画）
平成 23 年 3 月 25 日	丸の内一丁目 1-12 地区都市計画提案受理（都市再生特別地区）
平成 23 年 3 月 28 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（(仮称) 晴海二丁目第 2-4 街区計画）
平成 23 年 7 月 13 日	銀座六丁目 10 地区都市計画提案受理（都市再生特別地区）
平成 23 年 7 月 25 日	改正都市再生特別措置法、政・省令施行（一部施行）
平成 23 年 7 月 29 日	日本橋二丁目地区都市計画提案受理（都市再生特別地区）
平成 23 年 7 月 29 日	丸の内一丁目 1-12 地区について都市計画審議会議決
平成 23 年 8 月 19 日	丸の内一丁目 1-12 地区について都市計画決定告示
平成 23 年 9 月 27 日	都から国に特定都市再生緊急整備地域指定案の申出（知事本局）
平成 23 年 10 月 20 日	改正都市再生特別措置法、政・省令施行
平成 23 年 12 月 19 日	銀座六丁目 10 地区、日本橋二丁目地区について都市計画決定告示
平成 24 年 1 月 13 日	大手町一丁目 1 地区都市計画提案受理（都市再生特別地区）
平成 24 年 1 月 16 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（(仮称) 丸の内 1-4 計画）
平成 24 年 1 月 25 日	特定都市再生緊急整備地域の指定（東京都 4 地域・約 2,534ha）
平成 24 年 3 月 21 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（環状二号線新橋・虎ノ門第二種市街地再開発事業Ⅲ街区建築物等整備事業）
平成 24 年 4 月 18 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（新宿イーストサイドスクエア計画）
平成 24 年 5 月 17 日	大手町一丁目 1 地区について都市計画審議会議決
平成 24 年 6 月 11 日	大手町一丁目 1 地区について都市計画決定告示
平成 24 年 7 月 12 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（(仮称) 豊洲 3-2 街区ビル計画）
平成 24 年 7 月 26 日	大手町地区（B-2 街区）都市計画提案受理（都市再生特別地区）
平成 24 年 10 月 18 日	浜松町二丁目 4 地区都市計画提案受理（都市再生特別地区）
平成 24 年 11 月 19 日	大手町地区（B-2 街区、Dゾーン）について都市計画審議会議決
平成 24 年 11 月 21 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（(仮称) 21・25 森ビル建替計画）
平成 24 年 12 月 19 日	大手町地区（B-2 街区、Dゾーン）について都市計画決定告示
平成 24 年 12 月 25 日	大手町地区（B-3 街区）都市計画提案受理（都市再生特別地区）
平成 25 年 1 月 9 日	民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業）
平成 25 年 1 月 23 日	渋谷駅地区、渋谷三丁目 21 地区都市計画提案受理（都市再生特別地区）

	<p>平成 25 年 2 月 5 日 浜松町二丁目 4 地区について都市計画審議会議決</p> <p>平成 25 年 3 月 4 日 浜松町二丁目 4 地区について都市計画決定告示</p> <p>平成 25 年 3 月 11 日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（(仮称) 大手町 1 - 1 計画 A 棟）</p> <p>平成 25 年 3 月 22 日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（(仮称) 大手町 1 - 6 計画）</p> <p>平成 25 年 3 月 29 日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（日本橋室町東地区計画（第 2 期））</p> <p>平成 25 年 3 月 29 日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（京橋トラストタワー新築事業）</p> <p>平成 25 年 3 月 29 日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（(仮称) 新鉄鋼ビル建替計画）</p> <p>平成 25 年 5 月 17 日 大手町地区（B-3 街区）、渋谷駅地区、渋谷三丁目 21 地区について都市計画審議会議決</p> <p>平成 25 年 6 月 17 日 大手町地区（B-3 街区）、渋谷駅地区、渋谷三丁目 21 地区について都市計画決定告示</p> <p>平成 25 年 6 月 26 日 日比谷地区都市計画提案受理（都市再生特別地区）</p> <p>平成 25 年 10 月 30 日 日比谷地区について都市計画審議会議決</p> <p>平成 25 年 12 月 6 日 日比谷地区について都市計画決定告示</p> <p>平成 25 年 12 月 19 日 桜丘町 1 地区都市計画提案受理（都市再生特別地区）</p> <p>平成 26 年 1 月 20 日 虎ノ門二丁目地区都市計画提案受理（都市再生特別地区）</p> <p>平成 26 年 3 月 10 日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（大手町一丁目第 3 街区第一種市街地再開発事業、(仮称) 大手町 1 - 1 計画 B 棟）</p> <p>平成 26 年 5 月 15 日 虎ノ門二丁目地区、桜丘町 1 地区について都市計画審議会議決</p> <p>平成 26 年 6 月 16 日 虎ノ門二丁目地区、桜丘町 1 地区について都市計画決定告示</p> <p>平成 26 年 7 月 14 日 丸の内三丁目 10 地区都市計画提案受理（都市再生特別地区）</p> <p>平成 26 年 8 月 12 日 民間都市再生事業に係る国土交通大臣認定（渋谷駅街区開発事業）</p>		
<p>現在の進行状況</p>	<p>平成 17 年 12 月に「渋谷駅周辺地域 約 139ha」が新たに都市再生緊急整備地域に指定され、都内の都市再生緊急整備地域は 8 地域、約 2,514ha となった。また、平成 23 年 7 月に施行された改正都市再生特別措置法により特定都市再生緊急整備地域が創設された。それに伴う地域指定が平成 24 年 1 月になされ、都内の特定都市再生緊急整備地域は 4 地域、約 2,534ha となった。</p> <p>「虎ノ門二丁目地区」、「桜丘町 1 地区」について都市系計画審議会の議を経て、平成 26 年 6 月 16 日に都市計画決定告示された。現在、「丸の内三丁目 10 地区」について、都市計画審議会付議に向けて必要な手続きを行っている。</p> <p>その他の平成 26 年度都市計画審議会付議予定案件について町内調整を図っており、今後、必要な手続きを行っていく。</p>		
<p>今後の見通し</p>	<p>事前相談を受けている案件については、関係機関を含めた協議の機会を積極的に設け都市計画提案に向けた調整を進めている。</p> <p>また、新たな都市再生緊急整備地域の指定については、都市再生本部等と調整しつつ検討をしていく。</p>		
<p>問い合わせ先</p>	<p>都市整備局 都市づくり政策部 開発企画課</p>	<p>電話</p>	<p>03-5388-3337</p>